

## 凡例

一、以下の木簡出土事例報告は、各木簡出土地の発掘機関・担当者に依頼して執筆していただいたものであるが、体裁及び釈文の記載形式などについては編集担当の責任において調整した。執筆者の所属が発掘機関と異なる場合には、執筆者名に註記を加えた。

一、報告は「一九九七年出土の木簡」、「一九七七年以前出土の木簡」、及び「釈文の訂正と追加」の三欄に分けて掲載した。

一、各欄ごとの遺跡の排列は、それぞれ奈良時代の五畿七道の順序に準じた。

一、各遺跡の記載は、所在地、調査期間、発掘機関、調査担当者、遺跡の種類、遺跡の年代、遺跡及び木簡出土遺構の概要、木簡の釈文・内容、関係文献（当該木簡掲載の報告書など）の順とし、建設省国土地理院発行の五万分の一地形図を使用して、木簡出土地点を▼で示した。（）内は図幅名である。

なお、「釈文の訂正と追加」の欄では、当該報告が掲載された本誌の号数を遺跡名の下に（）で明記し、地図は原則として割愛した。また、「遺跡及び木簡出土遺構の概要」は省略し、必要な場合は「木簡の釈文・内容」において最少限の言及を行なった。

凡例

次の調査の木簡を一括して紹介する場合は、調査ごとの通し番号とした。なお、「釈文の訂正と追加」では、既報告木簡の訂正、新出木簡の追加の順とし、一括して通し番号を付した。

一、釈文の漢字は概ね現行常用字体に改めたが、「實」「證」「龍」「廣」「盡」「應」などについては正字体を使用し、異体字は「マ」「ヰ」「ヰ」「季」「牀」などについてのみ使用した。

一、釈文下段のアラビア数字は、木簡の長さ（文字の方向）・幅・厚さを示す（単位はmm）。欠損している場合の法量は括弧つきで示した。その下の三桁の数字は型式番号を示す。また、それぞれの発掘機関における木簡番号がある場合には最下段に示した。なお、「釈文の訂正と追加」の欄において釈文を訂正する木簡については、型式番号の次に既掲載号数と木簡番号を17(2)のごとく付した。

一、釈文に加えた符号は次の通りである（ix頁第1図参照）。

「」 木簡の上端ならびに下端が原形をとどめていることを示す（端とは木目方向の上下両端をいう）。

木簡の上端・下端などに切り込みのあることを示す。

○ 穿孔のあることを示す。  
△ 括弧により判読困難なもの。

□ 欠損文字のうち字数の確認できるもの。

□□

欠損文字のうち字数が推定できるもの。

011型式 短冊型。

欠損文字のうち字数の数えられないもの。

□□

× 前後に文字の続くことが内容上推定されるが、折損などにより文字が失われているもの。

015型式 短冊型で、側面に孔を穿つたもの。

019型式 一端が方頭で他端は折損・腐蝕で原形が失われたもの。

『』

異筆、追筆。

021型式 小形矩形のもの。

「」

合点。

022型式 小形矩形の材の一端を圭頭にしたもの。

・

木簡の表裏に文字のある場合、その区別を示す。

031型式 長方形の材の両端の左右に切り込みをいたしたもの。方

〔〕

校訂に関する註で、原則として釈文の右傍に付し、本文に置き換えるべき文字を含む場合。

032型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいたるもの。

( )

右以外の校訂註および説明註。

033型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれ、他端を尖らせたもの。

[×]

文字の上に重書して原字を訂正している場合、訂正箇所の左傍に「」を付し原字を上の要領で右傍に示す。

039型式 長方形の材の一端の左右に切り込みがあるが、他端は折損あるいは腐蝕して不明のもの。

カ

マ、

041型式 長方形の材の一端の左右を削り、羽子板の柄状に作つたもの。

マ、

同一木簡と推定されるが、折損などにより直接つながらず、中間の文字が不明なもの。

043型式 長方形の材の一端を羽子板の柄状に作り、残りの部分の左右に切り込みを入れたもの。

⋮⋮

組版の関係で一行のものを二行以上に組まなければならなかつた場合、行末・行初につけたもの。

049型式 長方形の材の一端を羽子板の柄状にしているが、他端は折損・腐蝕などによつて原形の失われたもの。

\*

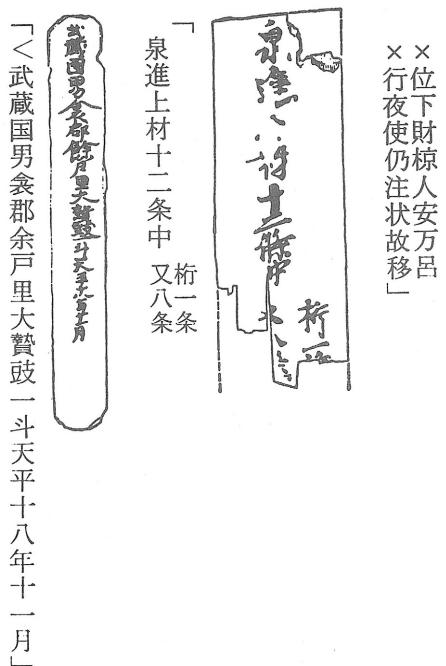
卷頭図版に写真の掲載されているもの。

051型式 長方形の材の一端を尖らせたもの。

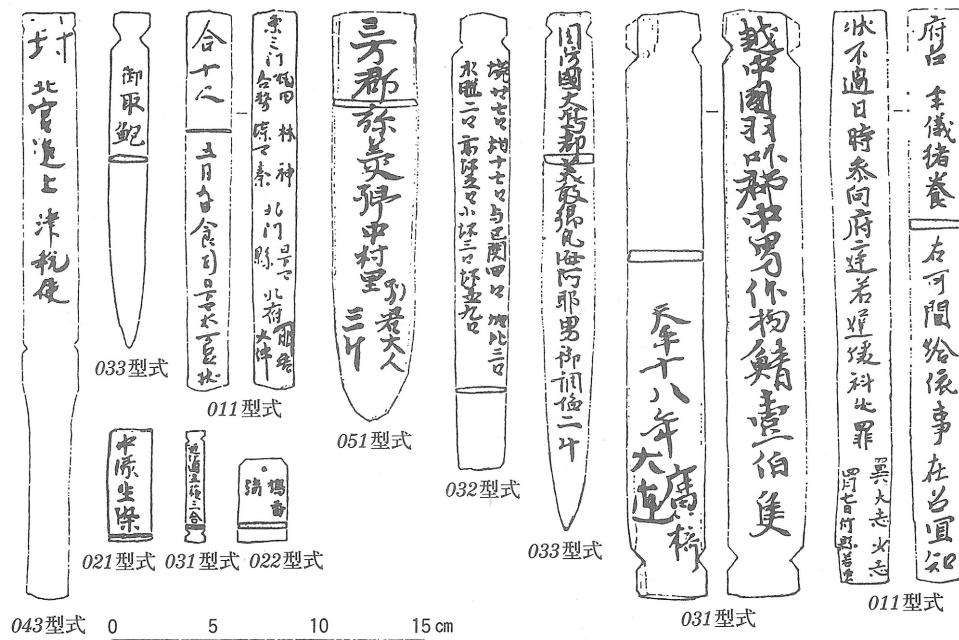
一、釈文の最下段に三桁で示した型式番号は、木簡の形態を示し、つきの十八型式からなる(12頁第2図参照)。

059型式 長方形の材の一端を尖らせたものであるが、他端は折損あるいは腐蝕して不明のもの。

凡 例



第1図 木簡訛文の表記法



第2図 木簡の形態分類

061型式 用途の明瞭な木製品に墨書のあるもの。

065型式 用途未詳の木製品に墨書のあるもの。

081型式 折損、腐蝕その他によって原形の判明しないもの。

091型式 削屑。

なお、中・近世の木簡については、以上の型式番号に適合しないものが多いので、註記を省略する場合がある。

一、この凡例は木簡出土事例報告に関するものであり、論文などにおいては、必ずしもこれを用いるものではない。

一、英文目次は天理大学のエドワーズ・ウォルター氏にお願いした。

